

<日本レジャー・レクリエーション学会第42回学会大会

シンポジウム 於：上智大学>

スポーツ基本法とレクリエーション

～2013年東京国体準備・2020年東京オリンピック・パラリンピック招致の中で～

森川 貞夫¹ 中平 公士² 杉山 茂³ 澤内 隆⁴

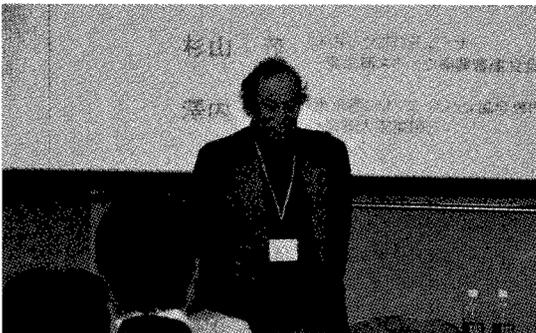
“The Basic Act on Sport” and recreation

—Toward the bids for Tokyo Olympic and Paralympic Games 2020

and the Sports Festival in Tokyo 2013—

Sadao MORIKAWA¹, Kouji NAKAHIRA², Shigeru SUGIYAMA³ and Takashi SAWAUCHI⁴

1. コーディネーター報告（まとめに代えて）
森川貞夫（市民スポーツ&文化研究所）



森川貞夫氏



シンポジウム全景

周知のように一昨年制定されたスポーツ基本法第24条は「国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる

行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定し、旧スポーツ振興法第10条「心身の健全な発達のために行われる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励」に比べるとかなり突っ込んだ内容、加えて施設整備だけではなく「住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」という文言にあるように「スポーツ・レクリエーション活動」の社会性を期待する内容となっています。同時に基本法

1 市民スポーツ&文化研究所 Civic Sports and Culture Research Institute
2 文部科学省 The Ministry of Education, Culture, Sports, Science & Technology in Japan
3 東京都スポーツ振興審議会 Council of Sports Promotion, Tokyo Metropolitan Government
4 東京都レクリエーション協会 Tokyo Recreation Association

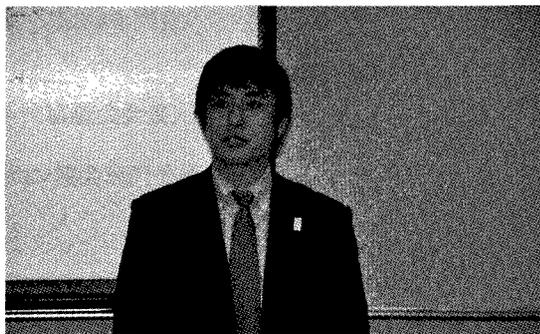
は国や地方公共団体だけではなく学会やレジャー・レクリエーション関係団体の「連携・協働」(第7条)により、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠な」「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む」権利の実現のために貢献することを求めています。

今回のシンポジウムでは先ず文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ指導専門官中平公士氏からスポーツ基本法とスポーツ基本計画の説明があり、続いて東京都スポーツ振興審議会会長杉山茂氏、東京都レクリエーション協会専門委員澤内隆氏から「報告」を受けました。

フロアからはレクリエーションやスポーツの概念についてより突っ込んだ回答を求める質問もありましたが、簡単にまとめると、一つは杉山氏も強調されたことですが、これまで教育あるいは体育的に捉えられていたスポーツを「プレイ(遊び)」としてとらえなおすこと、二つにはトップスポーツあるいはエリートスポーツだけではなく、多様なスポーツのあり様、文化もふくめた多面的な結びつきなど、言い換えればもう少し「やわらかいスポーツ」をイメージすることの重要性が強調されたように感じました。

そのことを澤内氏は最後の「まとめ」で「かきくけこ」(かたい、きびしい、くるしい、けわしい、こわい)から「あいうえお」(あかるい、いいかげん、うれしい、えがお、おもしろい)へと表現されたと思います。本来の「シンポジウムのねらい」から言えばそれぞれの演者が置かれている立場から今年開催される東京国体準備と2020年東京オリンピック招致の中でどのようなことが期待され、またどのように実現しようとしているかを論じ合えればと考えていたのですが、時間の関係もありこの点はまったく司会役として忸怩たる思いがあり悔やまれます。しかしフロアからの積極的な質問や発言もあり、それなりの時間を過ごせたのは幸いでした。

2. 「我が国のスポーツ政策の動向」～スポーツ基本法、スポーツ基本計画を踏まえて～
中平公士(文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課 スポーツ指導専門官)



中平公士氏

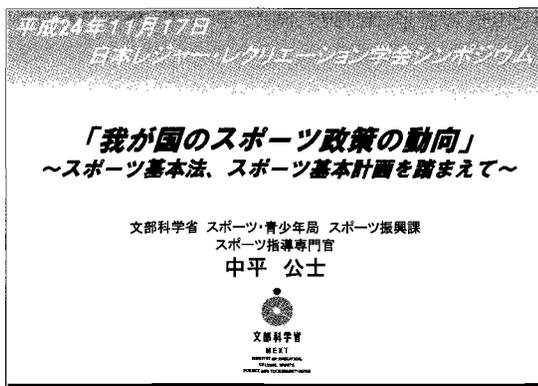


Table of Contents

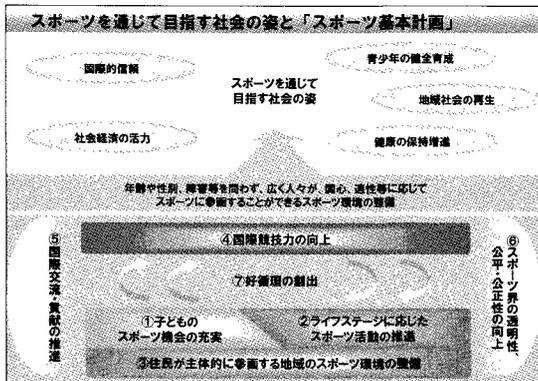
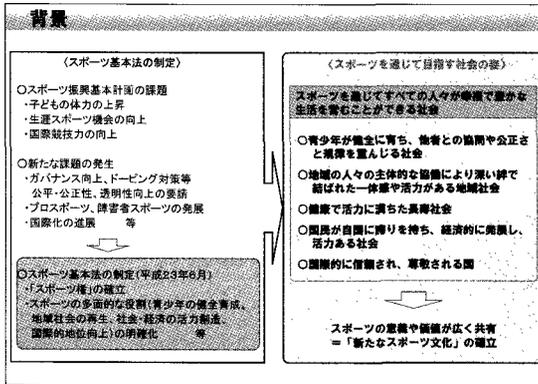
1. スポーツ基本法について
2. スポーツ基本計画について
3. その他

1 スポーツ基本法について

2 スポーツ基本計画について

スポーツ基本計画とは

- スポーツ基本法第9条に基づき、スポーツに関する施策の総合的な推進を図るため文部科学大臣が策定するスポーツに関する基本的な計画。
- 平成23年9月22日に開催された中央教育審議会（中教審）において、文部科学大臣から「スポーツ基本計画の策定について」諮問を受け、「スポーツ基本計画」について審議・検討を開始。
- 平成24年3月の答申を受け、文部科学省として、関係省庁と調整の上、「スポーツ基本計画」を策定し、平成24年4月から実施。
- 今後10年程度を見通した今後5年間の計画。



構成

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望
2. スポーツ基本計画の策定

第2章 今後10年を見通したスポーツ推進の基本方針

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
4. 国際競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
7. スポーツ界における経歴者の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望

スポーツ基本法に規定されているスポーツの役割の重要性に鑑み、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指していくことが必要。

その目指すべき具体的な社会の姿として、以下の5つを掲示。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

2. スポーツ基本計画の策定

- 10年程度を見通した計画。概ね5年間の施策の体系化。
- 地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たす役割に留意して策定。

第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

【基本的な政策課題】
年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること

【課題ごとの基本方針】

- ① 子どものスポーツ機会を充実する
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する
- ④ 国際競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備を行う
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流を推進する
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性を向上させる
- ⑦ スポーツ界の好循環を創出する

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（1）
学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

【政策目標】
子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、児童女ものとなることを目標とする。

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
(2) 学校の体育に関する活動の充実
(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（2）
 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等
 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

【政策目標】
 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつでも安全にスポーツに楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。そうした取組を通じて、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施率（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

（1）ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
（2）スポーツにおける安全の確保



第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（6）
 ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

【政策目標】
 スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための取組を推進するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための産業環境の整備・定着を図る。

（1）ドーピング防止活動の推進
（2）スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進
（3）スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（3）
 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

【政策目標】
 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ推進室・スポーツ施設の充実等を図る。

（1）コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
（2）地域のスポーツ指導者等の充実
（3）地域スポーツ施設の充実
（4）地域スポーツと企業・大学等との連携



第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（7）
 スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

【政策目標】
 トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

（1）トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
（2）地域スポーツと企業・大学等との連携



第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（4）
 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

【政策目標】
 国際競技力の向上を図るため、スポーツを人間的調和のとれた発達に役立てるといふオリンピックの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、最近の大会（夏季大会17位（2008/北京）、冬季大会8位（2010/バンクーバー））以上をそれぞれ目標とする。

（1）ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
（2）スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成
（3）トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

（1）国民の理解と参加の推進
 →スポーツの幅広い国民への普及のための基盤整備

（2）関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
 一 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者
 その他多様な主体による連携・協働が必要不可欠

（3）スポーツの推進のための財源の確保と効果的・効果的な活用
 一 国としての必要な予算措置、寄付税制、スポーツ振興基金、スポーツ振興投資制度等の活用

（4）計画の進捗の検証と計画の見直し
 一 内外の社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、改善方を検討

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（5）
 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を進じた国際交流・貢献の推進

【政策目標】
 国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人間的調和のとれた発達に役立てるといふオリンピックの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

（1）オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等
（2）スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

スポーツ基本計画について～スポーツ・レクリエーション活動に関する記述～

○ 国は、運動習慣が身に付いていない子どもやスポーツが苦手な子どもを運動好きにするためのきっかけをもたらしとともに、豊かな人間性・社会性を育むため、スポーツ・レクリエーション活動等の活用を推進する。このため、国立青少年教育施設・国立公園・国営公園等におけるハイキング、トレッキング、サイクリングやキャンプ活動等野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を推進する。

○ 地方公共団体においては、学校、総合型クラブ、スポーツ少年団、学校体育団体、競技団体、野外活動関係団体、スポーツ・レクリエーション活動関係団体、障害者スポーツ団体等が連携して、子どもの多様なスポーツ活動が効果的・効果的に行われるための取組を推進することが期待される。

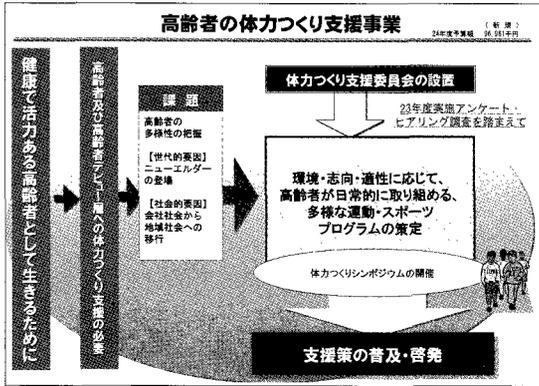
○ 国は、高齢者に対するスポーツ参加機会の拡充を図るため、環境・嗜好・適性に応じて高齢者が無理なく日常的に取り組むことのできる、日常生活動作を活かした運動等の多様なスポーツ・レクリエーションプログラムを開発し、その普及・啓発を図る。



3. スポーツ基本法とレクリエーション
 杉山 茂 (東京都スポーツ振興審議会会長・スポーツプロデューサー)



杉山茂氏



「スポーツ基本法」は、スポーツの社会的な役割を明らかにした点が、いささか遅きに失したとはいえ大きな特徴といえる。

その「具体的な手法」として、スポーツに親しむ(行う)者とスポーツ関係団体の努力規定を設け、それらの権利や利益の保護、健康の保持増進などの推進を図るとしている。

スポーツは、スポーツ大好き人間の体育会的・運動部の信者だけのものではようやく無くなった。

「スポーツ基本法」によって、スポーツは一度むけたとも言えるが、それをスポーツの格上げとばかりに信者たちが浮かれあがっては元も子もない。「スポーツ」の社会的責任は過去とは比べものにならないほど大きく深く広がった。

それは、改めて「スポーツとは」を問い直すことになる。この作業を怠っては、日本のスポーツの“発展”はいつまでも望めない。

改めてスポーツの本質は、プレイ=遊び にあることが認識され、「レクリエーション」との共通項を強めることが求められる。

スポーツはスポーツだけのものであっては広がりに限られる。社会的、文化的なほかの活動との関わりを深め、それらとの“合体”を目指すべきだろう。

それによってスポーツを通じてのクラブライフが展開できるし、スポーツツーリズムによって自然や環境を身近に考えることができる。

健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業

スポーツ基本法における障害者スポーツに関する基本理念

スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ推進しなければならない。

事業の目的

各種マニュアル、新しい種目、用具等の開発や実践研究の実施、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実証実験等により、健全者と障害者が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進する。

1 協力者会議の設置

- 事業の実施にあつた基本方針等の策定、各ブロックにおける取組の方向性の調整、事業成果の検証等を実施。
- 障害者が地域におけるスポーツ・レクリエーション活動に主体的に参画する方策等についても検討。

2 障害者と健全者が融合したスポーツ・レクリエーション活動の実証実験

- 障害者スポーツ関係団体等との連携による企画・運営マニュアルの開発と、各ブロックにおける実践研究
- 実践研究の成果やスポーツ要・科学を応用した指導マニュアルや新たな種目・用具等についての開発
- 地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実証実験

3 健全者と障害者が融合したスポーツ・レクリエーション活動についてのシンポジウムの開催

①の実証実験を行った各ブロック代表者や地域スポーツ関係者等が一堂に会し、実践研究等の成果について発表し、意見交換を行うシンポジウムを開催し、その成果資料を各地域における取組に役立てる。



健康をめぐっても休養（睡眠）、栄養などを含めてスポーツ愛好者同士の会話のなかからテーマを探し出したい。これらの交流は、地域への愛着を育み、活力（一体感）を呼ぶことが期待される。とはいえ、「スポーツ基本法」が打ち出す「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」は相変わらず課題が多い。

スポーツクラブも総合型という名目を冠するが故に“混乱”がつづいたままだ。ヨーロッパでも5競技（種目）以上を抱えるスポーツクラブは少なく、30を越すスポーツ活動をつづける日本の「大学スポーツ」は彼（彼女）らの目からすれば驚きだ。私の理解する“総合”は多世代である。

施設の悩みも消えない。モデルとされた施設が提供される例はない。

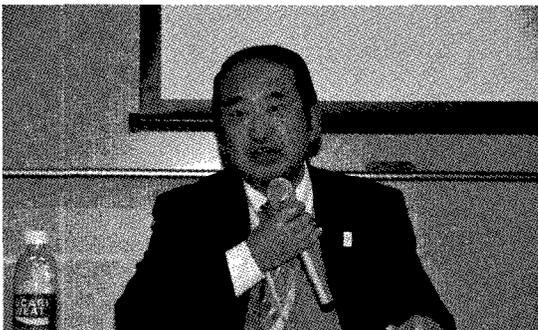
指導者もボランティアの活用は進んでいるとされるが、軸となる専任指導者の“職業化”にはほど遠い。

「スポーツ基本法」はスポーツを楽しむ、スポーツで遊ぶ状況が整えられてこそ活きる。

この「法」でスポーツが拡充するのではなく、“スポーツ”を愛好するすべての人によってこの「法」を光あるものにした。

4. スポーツ基本法とレクリエーション

澤内 隆（東京都レクリエーション協会
専門委員・文教大学講師）



澤内隆氏

◎「スポーツ基本法」の中でレクリエーションも法律の条文に！

第24条「国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいある豊かな生活の実現などのた

めに行われる〈中略〉野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動【スポーツ・レクリエーション活動】を普及振興するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」

●諸外国のスポーツ関連法の3分類／国連の権利宣言や政策

●日本レクリエーション協会『高齢者の体力つくり支援事業』ニューエルダー応援事業

●東京都レクリエーション協会 スポーツ祭東京2013 デモスポ行事

●「まち歩き」のすすめ

●東日本大震災支援

◎スポ・レクイノベーションの必要性

スポーツ・レクリエーションを通して居心地の良さ、人と繋がる楽しさ、健康になれる喜びなどを実感し、生活に活かす。参加者協働で、既存スポーツのルールを工夫変化させて楽しむ力を育む。

◎アイデアキーワード

ニューウェーブ エアスポーツ／空中エクササイズ／ショー・クワイヤ

総合型スポーツクラブのテーマパーク化、宿泊、ジム、フィットネス、飲食施設

スポーツツーリズム／スポーツイベントを通しての企業とのコラボ

地域の歴史・文化に根付いたスポーツ・レクリエーションが地域を活性化

中高年消費の主役 カラオケボックス／フィットネスクラブ／TDL

社内のイベント IT企業に活力 障害物競走／ドッジボール／たこ揚げ

なでしこジャパン効果／東京マラソン効果／スポーツボランティア

バーチャルスポーツ・レクリエーション シンクロ動画の活用

ワンコインお試し体験講座の人気

MAKENAI FUTURE

（負けない未来、自分で創る！）

